

第30回 定時株主総会 ▶▶▶

本株主総会の運営に変更が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.land.jp>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

開催日時	2026年5月28日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時20分）
開催場所	神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号 横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール
決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目 次	
第30回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	9
連結計算書類	17
監査報告書	19

証券コード 8918
2026年5月13日
(電子提供措置の開始日2026年5月1日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号
株式会社 ラ ン ド
代表取締役社長 松 谷 昌 樹

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年5月27日（水曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスのうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2026年5月28日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時20分） |
| 2. 場 | 所 | 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第30期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

4. 議決権行使のお取り扱い

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

5. 電子提供措置事項

- (1) 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第30回定時株主総会招集ご通知」及び「第30回定時株主総会資料（交付書面に記載しない事項）」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://www.land.jp>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/8918/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ランド」または「コード」に当社証券コード「8918」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

- (2) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。なお、これらは、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して、監査対象になった事項であります。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の新株予約権等に関する事項」「責任限定契約の内容の概要」及び「会計監査人の状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④ 監査報告書の「計算書類に係る会計監査人の監査報告書」
- (3) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトへ修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年5月28日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時20分)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年5月27日(水曜日)
午後7時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年5月27日(水曜日)
午後7時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股

X X X X 年 X X 月 X X 日

議案日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

見本
ログイン用QRコード
ロダイシID
X X X X - X X X X - X X X X - X X X
電子サインコード
X X X X X X

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

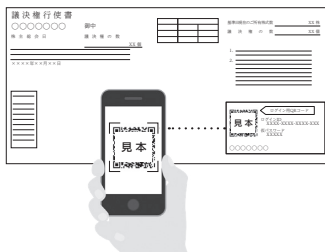
- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数が独立社外取締役で構成されている指名報酬委員会の答申を経ており、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】取締役候補者一覧

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	まつ 谷 昌 樹	代表取締役社長 再 任
2	さ 佐 瀬 雅 昭	常務取締役 管理部担当 再 任

再 任

：再任取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	まつ たに まさ き 松 谷 昌 樹 (1968年6月7日)	1991年 4月 株式会社大京 入社 1996年12月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2019年 2月 株式会社TTSエナジー 取締役（現任） 重要な兼職の状況 株式会社TTSエナジー 取締役 <取締役候補者とした理由> 当社の創業者として長年に亘り経営の指揮を執り、熱意と強い責任感を持って経営にあたっております。不動産業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験をもとに、今後も強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。	320,036,000株
2	さ せ まさ あき 佐 瀬 雅 昭 (1965年9月18日)	1988年4月 株式会社大京 入社 1999年3月 株式会社シード 入社 2000年3月 オートバイテル・ジャパン株式会社 入社 2001年2月 当社入社 管理部長 2003年5月 当社取締役 2007年5月 当社常務取締役 2019年2月 株式会社TTSエナジー 取締役（現任） 2024年4月 当社常務取締役 管理部担当（現任） 重要な兼職の状況 株式会社TTSエナジー 取締役 <取締役候補者とした理由> 当社及び当社グループ会社の取締役として長年に亘り管理部門全体を統括し、経営課題に対し着実に取り組んでおります。その実績、能力、不動産業界における長年の経験等により、経営に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	244,900株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定であります。また、当該契約は1年毎に契約更新しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

当社の監査等委員である取締役のうち福地誠司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】監査等委員である取締役候補者一覧

ふ り が な 氏 名	現在の当社における地位		
ふく ち せい じ 福 地 誠 司	取締役（監査等委員）	再 任	社 外 独 立

再 任：再任取締役候補者

社 外：社外取締役候補者

独 立：独立役員候補者

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
ふく ち せい じ 福 地 誠 司 (1959年3月28日)	2004年4月 公認会計士登録 福地公認会計士事務所開設 同所所長（現任） 2012年1月 税理士登録 福地誠司税理士事務所開設 同所所長（現任） 2012年6月 (株)ミダック（現(株)ミダックホールディングス） 社外監査役 2013年6月 (株)S J I（現(株)CA I C A D I G I T A L） 社外監査役 2017年6月 (株)ミダック（現(株)ミダックホールディングス） 社外取締役〔監査等委員〕 2020年9月 (合)SEGパートナーズ設立 同社代表社員（現任） 2024年5月 当社 社外取締役〔監査等委員〕（現任） <社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要> 公認会計士及び税理士として長年の経験と会計、税務面の専門家として高い見識を有しております。他社において社外監査役、監査等委員である社外取締役としての豊富な経験を有しており、第三者的な見方で取締役の職務遂行の監査が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	64,800株

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福地誠司氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 福地誠司氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、福地誠司氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、引き続き、独立役員の届け出を継続する予定であります。
5. 当社は、福地誠司氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となる予定であります。また、当該契約は1年毎に契約更新しております。

以 上

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年3月1日～2026年2月28日）における我が国経済は、人手不足を背景に賃金の伸びが拡大するなど雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米国の通商政策による影響や国際情勢の不安定感の高まり、原材料価格やエネルギー価格の高騰といった下振れするリスクをはらんでおり、先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社グループが属する不動産業界におきましては、建設資材価格の高騰による建築コストの上昇懸念や金利上昇に対する警戒感はあるものの、国内及び海外投資家による不動産投資は引き続き旺盛な状況が続いております。

また、当社グループが参入する再生可能エネルギー関連投資事業においては、脱炭素社会の実現に向けた政策支援や技術革新が進展し多様な電源の導入が加速しているとともに、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、2040年度までに温室効果ガス排出量を73%削減する目標が掲げられ、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する方針が示されました。これらの状況から、今後も持続可能なエネルギー供給体制の構築が求められることとなり、再生可能エネルギー市場は順調に拡大していくものと期待されています。

このような環境下において、当社グループは「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、経営基盤の強化を図るとともに、更なる企業価値の向上を目指し、最大限の努力を継続してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,007百万円(前期比40.9%減)、営業利益は425百万円(前期比56.4%減)、経常利益は478百万円(前期比50.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は444百万円(前期比49.2%減)となりました。

事業セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりであります。

なお、各事業セグメントの金額は、セグメント間取引を相殺消去する前の金額であります。

(不動産事業)

不動産事業につきましては、デベロッパー向け共同住宅用地や、共同事業形式による事業用地の売却及び買取再販案件の引渡し等を行った結果、売上高は2,617百万円（前期比は48.3%減）、営業利益は601百万円（前期比は59.7%減）となりました。

(再生可能エネルギー関連投資事業)

再生可能エネルギー関連投資事業につきましては、共同事業形式により積極的に展開している蓄電所の流動化プロジェクトによる収入及び太陽光発電所に係る売電収入の分配等を計上した結果、売上高は331百万円（前期は19百万円の売上）、営業利益は108百万円（前期は135百万円の営業損失）となりました。

(その他の事業)

その他事業につきましては、グループの新たな柱となる事業を構築するべく設立した連結子会社の事業収益・費用等を計上した結果、売上高は58百万円（前期比457.3%増）、営業利益は35百万円（前期は83百万円の営業損失）となりました。

(2) 重要な設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度においては、不動産事業における買取再販案件の事業資金として金融機関より、総額292百万円の資金調達を実施しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念として成長し続ける企業体の構築を目指すとともに、SDGsやESGを意識しながら社会に貢献できる新たな事業機会の創出を含めた収益基盤の構築を行うことで、環境変化に強い高収益な企業体質の確立を目指しております。

そのために他社との差別化を推進し、長期的な競争優位性を維持しながら、収益力向上を図るため、特に以下の内容を重要課題として取り組んでまいります。

①資金調達力の強化

当社グループは、収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには、引き続き安定的な資金調達が課題であると認識しております。

そのため、更なる財務基盤の充実を図るとともに、当社グループの置かれている状況を総合的に勘案したうえで、円滑かつ多面的な資金調達を行ってまいります。

②事業基盤の拡充及び収益力の強化

当社グループは、不動産事業及び再生可能エネルギー関連投資事業の分野において流動化プロジェクト等への投資を積極的に展開してまいりました。

当社グループといたしましては、これらの流動化案件の推進の他、シナジー効果やリスク分散効果の観点から、新たな事業の柱となるべき事業の構築を行い、事業基盤の拡充及び収益力を強化してまいり所存であります。

③内部管理体制の強化

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、引き続き、経営の健全性と効率性を高めていくことが必要と考えており、こうした課題の実現に向けて、コーポレートガバナンス・コードに沿って、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加え、責任ある経営体制の構築及び経営に対する監督機能の強化並びに透明性の向上に努めることで、一層の体制強化を図ってまいります。

④人材の確保・育成について

当社グループは、役職員数は少人数である一方、各人が担当する業務はいずれも専門的な知識と多くの経験が必要としており、企業価値の源泉となっております。

当社グループにおいては、そのような知識・経験を持つ人材の確保・育成は重要な課題であると認識しており、今後の業容の拡大に向け、専門性の高い人材の確保・育成に注力してまいります。

当社グループは、以上のような経営方針の下、当社のオリジナリティを発揮した事業展開を推進することで、着実な企業価値の向上を実現してまいります。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第 27 期 2023年 2 月期	第 28 期 2024年 2 月期	第 29 期 2025年 2 月期	第 30 期 (当連結会計年度) 2026年 2 月期
売 上 高 (千円)		4,102,087	2,101,567	5,092,112	3,007,169
経 常 利 益 (千円)		1,357,119	253,140	970,804	478,530
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)		1,276,447	240,050	874,307	444,478
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		0.89	0.17	0.58	0.29
総 資 産 (千円)		8,598,482	9,847,025	10,017,255	10,356,755
純 資 産 (千円)		7,318,978	7,574,055	8,902,902	9,193,589
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		5.10	5.20	5.78	5.97

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T T S エナジー	1 百万円	100.0%	再生可能エネルギー関連投資事業 不動産事業

(注) 上記の他、5社の連結子会社があります。

(8) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

セグメント区分	事業の内容
不動産事業	住宅（区分所有マンション・戸建てを含む。）、オフィスビル、ホテル、商業施設、物流施設や宅地造成等の開発型不動産をはじめとした各種不動産の企画・開発・販売を行う事業（共同事業形式による不動産投資等を含む。）
再生可能エネルギー関連投資事業	太陽光発電所、バイオマス発電所、系統用蓄電所等の再生可能エネルギー案件の不動産開発をはじめとした投資事業（共同事業形式による再生可能エネルギー関連投資等を含む。）
その他の事業	不動産事業及び再生可能エネルギー関連投資事業に属さない事業（共同事業形式による投資等を含む。）

(9) 主要な営業所及び事業所 (2026年2月28日現在)

当社

本社：神奈川県横浜市西区

株式会社T T S エナジー

本社：福岡県飯塚市

(10) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11名	3名減	41.2歳	6.6年

(11) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借入先	借入金残高
	千円
株式会社ラクリマ・クリスティ	274,551
日本住宅建設産業関東協同組合	240,000
株式会社きらばし銀行	98,398

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数

5,763,896,000株
- (2) 発行済株式の総数

1,545,140,000株（うち自己株式7,257,107株）
- (3) 株主数

48,345名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
松谷昌樹	320,036,000株	20.81%
株式会社ランドコーポレーション	160,000,000	10.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	96,724,879	6.29
B N Y M A S A G T / C L T S N O N T R E A T Y J A S D E C	38,428,500	2.50
高畑一貴	20,000,000	1.30
ABN AMRO Clearing Bank N. V. , Singapore Branch	17,935,800	1.17
B N P P a r i b a s F i n a n c i a l M a r k e t s	17,647,733	1.15
御所野侃	17,500,000	1.14
日本証券金融株式会社	17,180,700	1.12
野村證券株式会社	12,347,715	0.80

（注）持株比率は、自己株式（普通株式7,257,107株）を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 谷 昌 樹	株式会社TTSエナジー 取締役
常務取締役	佐 瀬 雅 昭	管理部担当 株式会社TTSエナジー 取締役
取締役（常勤監査等委員）	齊 藤 守 人	
取締役（監査等委員）	五 十 嵐 啓 二	日比谷見附法律事務所 代表
取締役（監査等委員）	平 井 清 志	
取締役（監査等委員）	福 地 誠 司	福地公認会計士事務所 所長 福地誠司税理士事務所 所長 合同会社SEGパートナーズ 代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏、五十嵐啓二氏、平井清志氏及び福地誠司氏の4氏は社外取締役であります。なお、当社は4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏及び平井清志氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）五十嵐啓二氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）福地誠司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏は常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めるため及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性確保のため必要と判断しているためであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全ての役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）五十嵐啓二氏は、日比谷見附法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）福地誠司氏は、福地公認会計士事務所及び福地誠司税理士事務所の所長であり、合同会社SEGパートナーズの代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度中の取締役会及び監査等委員会での活動状況

氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
齊 藤 守 人	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会の監督機能強化への貢献が期待されており、税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした助言をいただいております。また、同氏は指名報酬委員会の委員として、独立社外役員の立場から職責を果たしております。
五十嵐 啓 二	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会の監督機能強化への貢献が期待されており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした助言をいただいております。また、同氏は指名報酬委員会の委員として、独立社外役員の立場から職責を果たしております。
平 井 清 志	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会の監督機能強化への貢献が期待されており、税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした助言をいただいております。
福 地 誠 司	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会の監督機能強化への貢献が期待されており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした助言をいただいております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

- ・当社は2021年2月17日付で取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。（なお、当該決定方針は、2021年4月8日付の取締役会において一部改定しております。）
- また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりとなります。

イ．取締役の報酬等については、当面の間、主に職責に応じた堅実な職務執行を促すため、次に掲げる表のとおり「基本報酬（固定報酬）」のみで構成されるものとする。

〈表：現行の報酬等の種類の比率〉

	①：②及び③以外の報酬等	②：業績連動報酬等	③：非金銭報酬等
比率	100%	0%	0%
当社における名称	基本報酬（固定報酬）	－	－

ただし、今後更なる持続的な成長と企業価値の向上を目指すため、取締役の報酬については短期のみならず中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、報酬の一定割合について、インセンティブ報酬の性格を有する業績連動報酬等や非金銭報酬等の導入について継続的に検討する。

- ロ．個々の取締役の具体的な報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において、委員の過半数が独立社外取締役で構成されている指名報酬委員会に諮問した答申を尊重し、経済情勢や同業他社における報酬水準等を考慮しつつ、職責、取締役個人の経験・実績・貢献度に基づき決定する。
- ハ．「基本報酬（固定報酬）」は、任期中に定期的に支払うものとし、原則として、毎月現金にて支払う。

二. 決定の委任について

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関し、取締役会の決議により、次の者に対し、次の範囲・手続にて委任することができる。

委任を受ける者：当社代表取締役

委任する権限の内容：法令及び本決定方針に沿って、表中の①の報酬等につき、各取締役に對する具体的配分額の決定及びこれに付帶する細部の事項の決定。

委任を受ける者に求める手続：委員の過半数が独立社外取締役に構成されている指名報酬委員会の答申を尊重し、決定前に管理部門の担当取締役と協議を行い、同取締役に意見を聴取すること。

ホ. 本決定方針の決定・改定

本決定方針は、取締役会によって決定され、変更される。監査等委員である取締役の報酬等の決定方針は、監査等委員である取締役の協議により決定され、変更される。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

取締役（監査等委員を除く。） 2名 75,000千円

取締役（監査等委員） 4名 19,200千円（うち社外4名19,200千円）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第21回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第21回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬（固定報酬）については、2021年2月17日開催の取締役会において代表取締役松谷昌樹氏にその具体的配分額の決定及びこれに付帶する細部事項の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。（なお、当該決定方針は、2021年4月8日付の取締役会において一部改定しております。）当該決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、委任をした決定権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、支給水準については委員の過半数が独立社外取締役に構成されている指名報酬委員会の答申を尊重し、決定前に管理部門の担当取締役と協議を行い、同取締役に意見を聴取することとしております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への長期的な利益還元を経営の重要課題として位置づけております。利益配当につきましては、事業展開及び経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めるとともに、安定性にも配慮したうえで、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

しかしながら、2026年2月期の業績や財務状況などを総合的に勘案したうえで、2027年2月期以降の業績向上に寄与する投資を一層積極的に進めるための資金を確保し、新規投資から得られる果実により中長期的に企業価値を高めることが、株主価値の向上に資するものと判断し、2026年2月期の配当を無配とすることを決定しております。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|----------|------------|-----------------|------------|
| 資 産 の 部  |            | 負 債 の 部         |            |
| 流 動 資 産  | 10,280,398 | 流 動 負 債         | 1,085,479  |
| 現金及び預金   | 2,910,636  | 短期借入金           | 240,000    |
| 棚卸資産     | 6,572,898  | 1年内返済予定の長期借入金   | 303,963    |
| 短期貸付金    | 733,700    | 未払費用            | 318,822    |
| その他の     | 67,786     | 前受金             | 143,802    |
| 貸倒引当金    | △4,623     | 未払法人税等          | 35,188     |
| 固 定 資 産  | 76,357     | その他の            | 43,703     |
| 有形固定資産   | 9,580      | 固 定 負 債         | 77,686     |
| 建物及び構築物  | 718        | 長期借入金           | 77,686     |
| その他の     | 8,861      | 負 債 合 計         | 1,163,165  |
| 無形固定資産   | 1,186      | 純 資 産 の 部       |            |
| その他の     | 1,186      | 株 主 資 本         | 9,183,839  |
| 投資その他の資産 | 65,589     | 資 本 金           | 50,000     |
| 投資有価証券   | 45,000     | 資 本 剰 余 金       | 3,547,770  |
| 長期貸付金    | 31,148     | 利 益 剰 余 金       | 6,110,330  |
| 保証金      | 20,589     | 自 己 株 式         | △524,261   |
| その他の     | 33,920     | 新 株 予 約 権       | 9,750      |
| 貸倒引当金    | △65,069    | 純 資 産 合 計       | 9,193,589  |
| 資 産 合 計  | 10,356,755 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 10,356,755 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書  
( 2025年3月1日から  
2026年2月28日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 3,007,169 |
| 売上原価            |        | 1,905,897 |
| 売上総利益           |        | 1,101,271 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 675,585   |
| 営業利益            |        | 425,685   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息及び配当金       | 20,339 |           |
| 債権回収益           | 40,000 |           |
| その他の営業外収益       | 9,215  | 69,555    |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 15,055 |           |
| その他の営業外費用       | 1,654  | 16,710    |
| 経常利益            |        | 478,530   |
| 特別利益            |        |           |
| 固定資産売却益         | 1,136  | 1,136     |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 479,667   |
| 法人税、住民税及び事業税    |        | 35,188    |
| 当期純利益           |        | 444,478   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 444,478   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社ランド  
取締役会 御中

城南監査法人  
東京都渋谷区  
指定社員 公認会計士 坂口 洋二  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 加藤 尽  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ランドの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月16日

株式会社ランド 監査等委員会

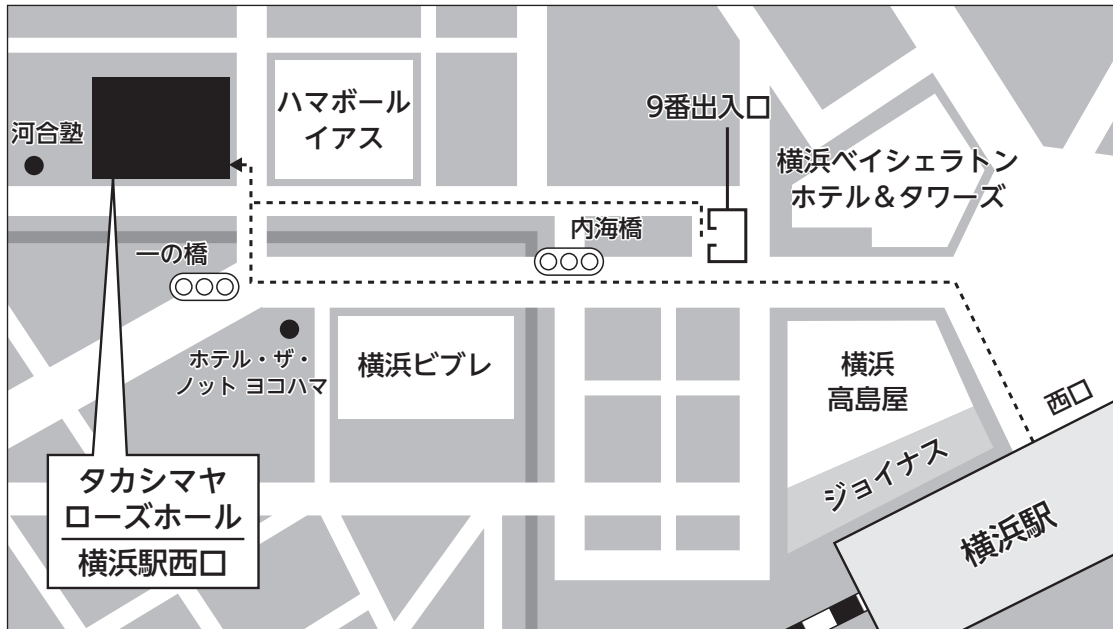
|         |         |   |
|---------|---------|---|
| 常勤監査等委員 | 齊 藤 守 人 | Ⓔ |
| 監査等委員   | 五十嵐 啓 二 | Ⓔ |
| 監査等委員   | 平 井 清 志 | Ⓔ |
| 監査等委員   | 福 地 誠 司 | Ⓔ |

（注）監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号  
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール



交 通 J R線、東急東横線、京浜急行線「横浜駅」西口より徒歩9分  
相模鉄道線、横浜市営地下鉄「横浜駅」9番出入口より徒歩6分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。